

(仮称) 樺岡風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と当社の見解

平成 27 年 9 月

株式会社道北エナジー

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
(1) 開催日時	2
(2) 開催場所	2
(3) 来場者数	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	2
(1) 意見書の提出期間	2
(2) 意見書の提出方法	2
(3) 意見書の提出状況	3
第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	4

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成27年6月30日（火）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

下記日刊紙に、方法書の縦覧・説明会に係る広告を掲載した。

- ・平成27年6月30日（火）付 北海道新聞（朝刊：33面）
- ・平成27年6月30日（火）付 日刊宗谷（朝刊：2面）

② インターネットによるお知らせ

平成27年6月30日（火）から、下記のホームページに「お知らせ」を掲載した。

- ・稚内市のホームページ（別紙2-1参照）
<http://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/>
- ・（株）道北エナジー 環境影響評価ウェブサイト（別紙2-2参照）
<http://eeh-development.com/kabaoka/>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計4箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・北海道宗谷総合振興局
北海道稚内市末広4丁目2-27（保健環境部環境生活課）
- ・稚内市役所
北海道稚内市中央3丁目13番15号（政策調整部 エネルギー協働課）
- ・稚内市役所宗谷支所
北海道稚内市宗谷村宗谷
- ・稚内市役所沼川支所
北海道稚内市声問村沼川

② インターネットの利用による縦覧

- ・（株）道北エナジー 環境影響評価ウェブサイト
<http://eeh-development.com/kabaoka/>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：平成 27 年 6 月 30 日（火）から平成 27 年 7 月 29 日（水）まで
（土・日曜日、祝日を除く。）
- ・縦覧時間：午前 9 時から午後 5 時まで（開庁時間に準ずる。）

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。また、稚内市のホームページに当該縦覧ページへのリンクを掲載することにより参照可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（縦覧者名簿記載者数）は 0 件であった。

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は 340 回であった。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 27 号）第 7 条の 2 の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 開催日時

- 第 1 回：平成 27 年 7 月 16 日（木） 13 時 00 分～14 時 00 分
- 第 2 回：平成 27 年 7 月 16 日（木） 19 時 00 分～20 時 00 分

(2) 開催場所

- 第 1 回：稚内市 沼川みのり公園 （北海道稚内市大字声問村沼川）
- 第 2 回：稚内市 稚内総合文化センター （北海道稚内市中央 3 丁目）

(3) 来場者数

- 第 1 回：3 名
- 第 2 回：13 名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 8 条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

- 平成 27 年 6 月 30 日（火）から平成 27 年 8 月 12 日（水）まで
（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた（別紙 3 参照）

- ①縦覧場所に設置した意見箱への投函
- ②（株）道北エナジーへの書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は4通であった。

第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は27件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と当社の見解

1. 事業の目的及び内容

No.	意見の概要	当社の見解
1	様式に則っているとはいいながら、数箇所の縦覧場所以外ではインターネットでしか方法書を縦覧できず、ダウンロードもプリントアウトもできず、詳細について検討することが難しい状況であるのは、まったく意見を広く求めているとはいえない。 このようなことで、環境アセスメントの配慮書の意見が出たとは言えないのはもちろん、適法であるとはとてもではないと言えるものではない。キチンとした誠意ある環境アセスメントをやり直して、調査も綿密にやり直すべきである。 豊かな自然環境の中に唐突に百数十メートルもある鉄塔を建て、しかもそれが建っているだけではなく、もの凄いスピードで回り続けるというのは、まったくもって環境にいいと言えないのは明らかである。このような大きい構築物が回っているという事は、過去の歴史においてもなかったことである。大型の構築物や船舶、航空機などはあるが、一箇所に留まって継続して速いスピードで回るといようなものは存在しなかった。 このように大量の大型風車を一気に建てることで、環境破壊を引き起こすことは目に見えている。事業者はドサクサまぎれに金儲けをしているとしか思えず、環境保護も地球温暖化防止もあったものではない。 計画の見直し断念を強く求めるものである。 北電でも風力発電のような不安定な電力を大量に買い取って面倒を見なければならないということは、電力のクズといわれている再生可能エネルギーの限界を示すものである。 道の環境審議会でも言われているとおり、キチンとまともに環境アセスメントをやって、自然環境に多大な負荷を与えないよう即刻、計画を撤回し、建設を断念するよう申し入れるものである。	本事業は、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、環境影響評価手続きを行うものです。方法書の縦覧にあたっては、環境影響評価法第7条に基づき、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（稚内市）において図書の縦覧を行うとともに、インターネットによる電子縦覧を行っています。今後の手続きにおいても十分な現地調査とそれを踏まえた事業による環境影響の予測評価を行い、法に基づいた適切な環境影響評価を実施していく所存です。 再生可能エネルギーは、平成26年4月に見直されたエネルギー基本計画において、有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源と位置付けられ、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していくこととされています。また、風力については大規模に開発できれば発電コストが火力並であることから、経済性も確保できる可能性のあるエネルギー源とされています。北海道や東北北部の風力適地では、供給の変動性に対応する十分な調整力がないことから、系統の整備、広域的な運用による調整力の確保、蓄電池の活用等が必要とされているものの、これらの課題を解決することによる再生可能エネルギーの安定供給に向けた取り組みも同時に進められています。 こうした社会的背景も踏まえ、当社では化石燃料に代わる代替エネルギーとして風況に恵まれた北海道北部地域において広域的な風力発電事業を推進していく所存です。
2	具体的な配置案が示されていないが、効率の良い発電を行う為の風車間の距離を考えると、50基は無理ではないか。卓越風の風向は概ね東西を中心に吹いている。主風向の向きにはローター径が80～115mなので、ローター径の約10倍で1km程の間隔が必要になる。冬季の季節風も考慮すると南北方向もあまり近接して配置はできないと思われる。基数を減らす方向で検討を求める。	方法書に示す風力発電機の基数（最大50基）は、対象事業実施区域に最大限設置可能な風力発電機の基数をお示ししたものであり、現時点の事業計画において基数が確定しているわけではありません。 風力発電機の基数については、今後、事業計画の進捗や環境影響評価の結果等を踏まえながら検討してまいります。

2. 環境アセスメントの手続きについて

No.	意見の概要	当社の見解
3	方法書の段階にあっても、具体的な風力発電機の場合と基数が示されないことは、環境影響評価法に基づいて働いている多くの関係者へ、多大な迷惑（業務上の妨害にも等しい）を及ぼしていることを認識する必要がある。北海道や関係市町村の環境影響評価のために関わっている多くの関係者は環境影響評価法に定められた正しい評価をすることができない。このことは経済産業省も真摯に受け止めるべきである。従って、今回の方法書は方法書として認めることはできない。	風力発電機の配置及び基数は、現時点では未確定のためお示しできておりませんが、調査、予測、評価の方法を示す方法書段階においては、配置と基数が未確定であっても適切な環境影響評価の方法を示すことは可能と考えます。 準備書の段階では配置や基数を示し、実際の改変面積や風力発電機の配置を踏まえた予測評価を行う予定です。
4	本件のような大規模な計画においては、調査方法および調査結果の評価等に関する有識者検討会を開催、協議すべきである。	本事業で各分野の専門家等に対して個別にヒアリングを行っていく方針ですが、ご指摘の通り周辺で当社が計画している他事業と合わせると大規模であるため、各専門家等へのヒアリングは周辺の他事業も合わせて合同で実施して、十分な情報共有のもと調査計画を策定しました。 準備書以降の段階における現地調査結果に基づく環境影響の予測及び評価にあたっては、専門家等への複数事業の合同ヒアリングにより調査結果や課題の共有を図りつつ進めていく方針としております。
5	全般に調査方法および評価方法の情報が不足している。具体的な風車の設置場所や規模・規格、基数が不明確なので、当然、きちんとした調査計画が立てられないのは当然であり、この状況で「方法書」など作成できるはずがなく、くり返しになるが、この図書は「方法書」とは呼べない。	風力発電機の配置及び基数は、現時点では未確定のためお示しできておりませんが、調査、予測、評価の方法を示す方法書段階においては、配置と基数が未確定であっても適切な環境影響評価の方法を示すことは可能と考えます。 準備書の段階では配置や基数を示し、実際の改変面積や風力発電機の配置を踏まえた予測評価を行う予定です。
6	北海道北部には将来的に相当数の風車が設置される状況にあることから、調査にあたっては、風車設置地数を減じることを基本に調査を行うこと。	風力発電機の設置基数は、使用する風力発電機の出力により変動します。現時点では未定ですが、今後の事業計画の進捗や環境影響評価の結果も踏まえて、風力発電機の出力及び基数を検討致します。
7	・当該事業実施想定区域内において、既に貴社グループである（株）天北エナジーの「（仮称）天北風力発電所」事業計画が環境影響評価準備書公開までの環境影響評価手続きを終え着工に向けて準備が進められているところであるが、この（仮称）天北風力発電所の立地は環境影響評価の手続きにおいて環境影響を「回避・低減」するために厳選した立地であるはずであるのに、同じ事業想定区域内に新たな計画を立てることについては、貴社の環境影響への配慮に対する姿勢に大きな疑問を感じざるを得ない。当該事業実施区域内に新たに計画するのであれば、「（仮称）天北風力発電所」の事業計画も白紙に戻し、これを含んだものとして一から環境影響評価を実施しなおすべきである。	対象事業実施区域の設定にあたっては、本方法書の第7章に示す通り、事業面、環境面双方の事項に配慮して、配慮書における事業実施想定区域からの絞り込みを行っております。本事業は、（仮称）天北風力発電所の事業地に隣接する形となる見込みですが、それも踏まえた上で上記の検討を行い、対象事業実施区域を設定しております。本事業の環境影響評価にあたっては、（仮称）天北風力発電所による累積的影響も含めた予測評価を行います。

No.	意見の概要	当社の見解
8	当方法書の縦覧場所は稚内市内の自治体施設の計4ヶ所のみであり、土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までの縦覧時間では、一般の目に触れることは難しい。例えば稚内市内の自治体施設でも、稚内市立図書館や稚内総合文化センターのように夜間や土・日曜日、祝日でも開館している施設があり、それらの施設での縦覧も行うべきである。この件については、貴社から既出の環境影響評価図書に対する意見書でもこれまで再三再四要求しており、貴社からも「今後の環境影響評価図書で改善する」という返答を得ているが、一向に改善される気配がないことについて明確な説明を行うべきである。また、特に渡り鳥への影響や景観への影響を考慮すると、当事業の与える影響は稚内市の行政区域内に収まるものではないため、宗谷・留萌管内の周辺自治体でも縦覧を行うべきである。	方法書の縦覧にあたっては、環境影響評価法第7条に基づき、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（稚内市）において図書の縦覧を行うとともに、インターネットによる電子縦覧を行っています。 縦覧場所は、環境影響が想定される地域の中で、公共性の高さや交通の便等を考慮して、関係市町村の役所及び当該地域の振興局を選定しています。夜間や土・日曜日、祝日等への対応については、インターネットによる電子縦覧がその役割を担うものと考えています。
9	インターネットでの方法書の縦覧について、相変わらずダウンロード保存や印刷が不可能となっており、広く周知する姿勢とは程遠い状況である。よって、方法書の縦覧からその方法及び期間を改めてやり直すべきである。この件についても、貴社から既出の環境影響評価図書に対する意見書でこれまで再三再四要求しており、貴社からも「今後の環境影響評価図書で改善する」という返答を得ているが、一向に改善される気配がないことについて明確な説明を行うべきである。	インターネットによる電子縦覧については、広く一般の目に触れることができるよう、閲覧環境（利用ブラウザ）による閲覧可否が生じないようにする等、改善を行っています。 ダウンロード保存や印刷の規制については、他の風力発電事業と同様ですが、データの改ざん等、図書の悪用、乱用を防ぐ目的から行っています。
10	貴社から既出の環境影響評価図書と同様、今回の方法書も縦覧期間を過ぎると、紙媒体でもインターネット利用でも縦覧することが不可能となっている。「環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方（平成24年3月環境省総合環境政策局環境影響評価課）」に従って、「少なくとも同一の案件に対する環境影響評価手続が終了するまでは、引き続き公開すること」「特段の理由がない限り、引き続きインターネット上で公表すること」が必要である。この件についても、貴社から既出の環境影響評価図書に対する意見書でこれまで再三再四要求しており、貴社からも「今後の環境影響評価図書で改善する」という返答を得ているが、一向に改善される気配がないことについて明確な説明を行うべきである。	方法書の縦覧にあたっては、環境影響評価法第7条に基づき、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（稚内市）において図書の縦覧を行うとともに、インターネットによる電子縦覧を行っています。 縦覧期間終了後の図書の公表については、「環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方（平成24年3月環境省総合環境政策局環境影響評価課）」においても「望まれる」とされているものですが、強制する主旨ではないと認識しています。現状では、データの改ざん等、図書の悪用、乱用を防ぐ目的から環境影響評価法及び主務省令において定められた、一定の期間を定めて縦覧に供するという判断を行っています。
11	当方法書に関する住民説明会は、平成27年7月16日のただ1日のみ、稚内市内の2箇所のみでしか実施されておらず、当計画に関心のある住民に広く計画や方法書の内容を説明する姿勢とは程遠い。最低でも曜日を振り分けて5日間は実施するべきであり、さらには実際の説明会の様子も映像等で記録してインターネット上で公開するなどその内容を広く周知する姿勢が求められる。	住民説明会の会場は、環境影響が想定される地域の中で、公共性の高さや交通の便等を踏まえて選定しています。また、開催日時については、より多くの地域住民の方々に参加していただけるよう、昼間と夜間に分けて開催しています。
12	この計画は地域住民やこの地域の自然景観を愛する全国・全世界の多くの人々に十分な説明を行い、住民参加・合意形成をじっくり計って進める姿勢が取られているとは言い難く、今後計画を進めるに当たってはより一層の住民参加・合意形成を計る努力を行うことが必要であり、もしその意思がないのであれば計画は撤回するべきである。	弊社は、道北地域に根差した事業者として、地域と共生した事業開発を推進しています。本事業を含む道北地域における風力発電事業の計画にあたっては、住民参加・合意形成が重要と認識しており、地域住民への事業説明会も事業計画の早期段階から積極的に開催しています。今後の計画にあたっては、地域住民の方々のご意見を踏まえ、よりよい事業となるよう努めてまいります。

No.	意見の概要	当社の見解
13	・環境影響評価による影響の予測が正しいものであったかを検証するため、実際に風力発電施設を建設した場合には事後調査を実施することをその内容も含めて今後の環境影響評価図書で明記し、この事後調査により予測以上の影響評価があった際には事業を停止し、事業者の負担により元の環境を復元することも明記する必要がある。	事後調査については、現地調査に基づく影響予測の結果及び環境保全措置の内容を踏まえ、予測の不確実性の程度が大きい場合等においては、項目毎に必要性を検討致します。

3. 騒音及び超低周波音、振動

No.	意見の概要	当社の見解
14	事業に用いる風力発電の規模が2200kWから3300kWであることから、少なくとも人家と風車との距離は3kmは確保する必要がある。そこで事業実施区域の設定法への提案として、居住宅を中心に半径3kmの円を描き、その円内の部分は、実施区域から除外するべきである。 風車建設場所は山の高い場所であり、人家は山間の谷の部分にある。風車騒音・低周波音は谷間に集積することが各地の被害状況から分かっているため、特に留意する必要がある。また、風配図からも、南西および西からの風の割合が高いのでその風下にある人家からの距離は確保する必要がある。そのような視点から見れば、今回の実施区域は居住宅に接近しすぎている部分があるので見直すべきである。	事業による騒音等の環境影響は、風力発電機の諸元や地形等の周辺環境の状況に影響を受けるため、一概に距離だけで判断することはできません。そのため、近隣の居住宅等において調査及び予測評価を行い、その結果を踏まえて状況に応じた適切な環境保全措置について検討していきます。 なお、調査や予測評価に際しては、風車や保全対象が位置する範囲の地形や風況に留意して進めることとします。
15	特に人への健康影響を評価の要となる騒音・超低周波音については、調査地点や調査日数、調査項目、具体的な調査方法が明確に示されておらず、不十分である。 低周波領域での1/3オクターブバンド中心周波数における音圧レベル（平坦特性）の調査は必ず行うべきである。 夜間の極めて静かな現況値から、風車稼働による予測値がどれだけ高くなるか、横軸に周波数、縦軸に音圧レベルをとったグラフは必須である。	調査地点や調査日数、調査項目、具体的な調査方法については方法書第6章にお示ししました。 低周波音については、①現地で1/3オクターブバンド音圧レベルを測定（1～200Hz）し、②風車の稼働による1/3オクターブバンド音圧レベルを予測します。その上で、現況値①と風車予測値②を合成した値③を「建具のがたつきが始まるレベル」及び「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」と比較し評価する予定です（この比較の際に「横軸に周波数、縦軸に音圧レベルをとったグラフ」で示すこととなります）。 なお、風車の稼働による予測値がどれだけ高くなるかについては、現況値①から合成値③への増加分で把握します。

4. 地形・地質

No.	意見の概要	当社の見解
16	地球最後の氷河期であるウルム氷河期末期に形成されたといわれる周氷河地形を持つ稚内丘陵は現在、稚内内陸部を特徴づける地形であるが、かつては北海道の至るところで形成されていた地形である。しかし、これまでにその多くは開発などで破壊され、現在の美しい地形がもっとも顕著にみられるのは宗谷丘陵だけであり、北海道遺産に登録される貴重な地形である。 そのような中で、本方法書にある対象事業実施区域（以下、計画地と言う）は、この貴重な周氷河地形を持つ宗谷丘陵と重なっており、その保護の観点から、宗谷丘陵にかかる場所は計画地に含めるべきではない。	重要な地形・地質である「宗谷丘陵の周氷河性波状地」については、「日本の地形レッドデータブック第2集」に当該地形の範囲が示されていないことから、本方法書においては、国土地理院の「日本の典型地形」に示されている範囲を記載しています。 本事業の対象事業実施区域は、方法書に示した「宗谷丘陵の周氷河性波状地」の範囲とは重複していません。ただし、当該地形は広域に分布している可能性もあるため、今後専門家等へのヒアリングを実施し、地形及び地質についての調査、予測及び評価の実施を検討します。

5. 動物

No.	意見の概要	当社の見解
17	○ルートセンサス法について 1つのコースにつき、出現種数が飽和する4～6回のセンサスを行うことで1回の調査とし、2年間実施すること。	ルートセンサスの調査ルートは対象事業実施区域内の主要な環境要素をすべて把握できるよう設定しており、それぞれの環境要素での鳥類相の把握に努めることで、対象事業実施区域及びその周辺の鳥類相を把握する予定です。 また、ルートセンサスのほか、ポイントセンサスや任意調査、希少猛禽類調査、渡り鳥調査等の他の鳥類調査時においても、確認種を可能な範囲で記録し、対象事業実施区域及びその周辺の鳥類相を網羅できるよう努めます。
18	○ポイントセンサス法について 調査は毎月実施し、特に繁殖期など計画地で鳥類の種数または個体数が増える時期には、月に2回以上の調査を実施すること。これは、近年の研究により、調査回数を重ねる方が、重ねない場合に比べ、風車に対する鳥類の衝突確率の計算結果において低い数字が算出される傾向がある(Douglas ら(2012))ことが分かってきたことによる。	ポイントセンサス法は、鳥類相及び個体数を一定時間内に定量的に把握することを目的に実施する計画です。各季節にそれぞれ調査を実施することで、季節毎の鳥類相及び個体数を把握できると考えております。 また、ポイントセンサスのほか、ルートセンサスや任意調査、希少猛禽類調査、渡り鳥調査等の他の鳥類調査時においても、確認種を可能な範囲で記録し、対象事業実施区域及びその周辺の鳥類相を網羅できるよう努めます。
19	○鳥類(渡り鳥)の調査について ①調査対象はコハクチョウ等のガン・カモ類だけでなく、猛禽類や小鳥類など対象を広げ、調査、観察すること。 ②調査は11月も行うこと。これは、計画地では11月も一般鳥類や海ワシ類の渡りが観察されていることによる。 ③1週間連続した観察を1回の調査として月2回、または3日間連続した観察を1回の調査として月4回、2年間実施すること。これは、渡り鳥の種類や個体数、時期等には年による変動が見られ、記載されている調査頻度では、年ごとの変動および計画地における渡り鳥のピーク状況を把握することが難しく、より正確なデータを確保するのが難しいと判断されることによる。 ④垂直回しを含めたレーダー調査を活用し、計画地における海ワシ類およびその他猛禽類と夜間の小鳥の渡り状況を把握すること。これにより、鳥の種類は分からなくても、おおよその個体数と飛行高度を把握することで、計画地が野鳥の渡り経路になっていないか、飛行高度等からみてバードストライクが発生する危険性がないか確認することが可能となると判断される。	①調査対象については、コハクチョウ等のガン・カモ類だけでなく、猛禽類や小鳥類など対象を広げて調査を実施する予定です。 ②調査は11月にも実施する予定です。 ③鳥類(渡り鳥)の調査については、専門家の意見を踏まえ、1季あたり連続5日間×2回(1季あたり合計10日間)の調査を2季(春、秋)実施としました。また、希少猛禽類(渡り)についても、同様の調査日数の調査を別途2季実施し、その他の鳥類調査時にも鳥類の渡り状況を可能な範囲で確認し、渡りの状況を適切に把握することに努めます。 ④夜間の渡り鳥の状況を把握するため、専門家等のヒアリング結果も踏まえ、日の出前2時間及び日の入後2時間の夜間調査を実施し、日の出前と日入後の夜間の状況についても把握致します。そのほか夜間のコウモリ類調査時や鳥類調査時において鳴き声の確認に努め、その状況を把握する予定です。なお、レーダー調査については、地形状況や障害物(樹木等の繁茂状況)等による制限をふまえ、実施の可否を検討します。
20	○鳥類(希少猛禽類)の調査について 希少猛禽類の繁殖が確認された場合には、繁殖期から幼鳥の分散開始までにおいて月に2回以上の調査を実施すること。その必要性は、近年の研究により、調査回数を重ねる方が、重ねない場合に比べ、風車に対する鳥類の衝突確率の計算結果において低い数字が算出される傾向がある(Douglas ら(2012))ことが分かってきたことによる。	鳥類(希少猛禽類)の調査は、1日8時間の調査を1月から8月の各月3日間とし、2ヶ年の調査を実施するため、衝突確率の算出に十分な観察時間を確保しているものと考えています。ただし、希少猛禽類の繁殖が確認された場合は、必要に応じて繁殖の成否や幼鳥の行動圏を把握するため、重点をおき調査を実施するよう致します。

No.	意見の概要	当社の見解
21	○鳥類（希少猛禽類・渡り）の調査について 渡り等で希少猛禽類が計画地を利用する頻度が高い時期には、月に2回以上の調査を実施すること。その必要性は、近年の研究により、調査回数を重ねる方が、重ねない場合に比べ、風車に対する鳥類の衝突確率の計算結果において低い数字が算出される傾向がある（Douglas ら（2012））ことが分かってきたことによる。	鳥類（希少猛禽類・渡り）の調査については、専門家の意見を踏まえ、春秋の渡り適期には、1季あたり連続5日間×2回（1季あたり合計10日間）の調査を実施します。また、その他、希少猛禽類調査も、月1回の頻度で調査を予定しており、これらの結果もふまえて、希少猛禽類の渡りの状況を把握することに努めます。
22	計画地周辺には準絶滅危惧種の鳥類オオジシギが多数繁殖している可能性がある。オオジシギはデイスブレイフライトを含む繁殖行動からバードストライクに遭う可能性が高いと考えられ、実際に、国内でもこれまでに複数のオオジシギが犠牲になっている。そのため、オオジシギの繁殖の有無、繁殖確認位置や行動、飛行高度の確認に最大限努めること。	既存資料調査から、対象事業実施区域の周囲にオオジシギが生息する可能性があることは把握していますので、周辺での繁殖状況や飛翔範囲、飛行高度等を記録し、その生息状況の把握に努めます。
23	・コウモリの調査において、バットディテクターはフリーケンシー・ディビジョン式を用いるものとし、また、カスミ網またはハーブトラップによる捕獲調査も行い、計画地におけるコウモリの利用状況をできるだけ詳しく把握すること。	フリーケンシー・ディビジョン式バットディテクターについては、幅広い周波数帯を把握できることが特徴の一つであると理解しています。ご指摘を踏まえ、本調査で使用するバットディテクターについても、幅広い周波数帯を把握できるように、機種選定を検討してまいります。 カスミ網またはハーブトラップによる捕獲調査については、把握される種が低空を飛翔するコウモリ類に偏ることが想定されることから、実施の予定はありませんが、バットディテクターによる調査において、対象事業実施区域内の異なる環境を網羅するように地点配置を行うなどして、対象事業実施区域におけるコウモリ類の利用状況を可能な限り詳しく把握することになります。 なお、アセス手続きの各段階においては、専門家等のご意見を伺いながら進めていく方針です。
24	・当該事業実施想定区域にある道北地域は、特に風力発電施設への衝突事故件数の多いオジロワシをはじめ我が国とロシア極東地域とを往来する渡り鳥にとって我が国の玄関口であり移動経路上のボトルネックであることから、鳥類の生態にとって国際的にも大変重要な地域であるため、この地域における風力発電施設の建設にはより慎重な姿勢が求められる。	ご指摘のとおり、対象事業実施区域を含む道北地域は、希少猛禽類や渡り鳥の生息場、渡りの中継地となる豊かな自然環境を有しており、本事業においては、バードストライク等、鳥類への影響を適切に予測・評価することが重要課題の一つと認識しております。 本方法書における対象事業実施区域の設定にあたっては、鳥類への影響を回避・低減するため、声間大沼鳥獣保護区や重要野鳥生息地（IBA）を優先的に除外しました。今後の環境影響評価手続きにおいては、現地調査の結果を踏まえ事業影響の予測・評価を行い、状況に応じた環境保全措置を検討することにより、影響の回避・低減に努めます。 なお、アセス手続きの各段階においては、専門家等のご意見を伺いながら進めていく方針です。

6. 植物

No.	意見の概要	当社の見解
25	対象事業実施区域の南半分は、自然環境保全基礎調査の現存植生図において「自然植生」であるミズナラ・イタヤの「自然林」や「自然草原」が広く分布しており、しかも「保安林」になっている。経済産業省大臣意見にも「自然植生」となっている区域は対象事業実施区域から除外し、可能な限り距離を確保することとあるので、この意見に従うべきではないのか。自然植生および保安林である場所は対象事業実施区域から除外するべきである。	対象事業実施区域の設定に際しては、経済産業大臣意見に従い、特定植物群落や自然植生を極力除外する方針で検討してまいりました。特定植物群落については対象事業実施区域から除外しております。現存植生図に基づく自然植生については、当該地域の丘陵地に広域に分布するため、区域設定段階では一部が対象事業実施区域に含まれることとなっています。一方で現地の状況や専門家等の意見も踏まえると、現存植生図と実際の植生には差異がある可能性もある為、今後は、現地調査により自然植生の分布情報等を詳細に把握する事が重要と考えています。その上で、自然植生の分布状況と事業計画と重ね合わせることで、風力発電機の配置計画、作業道の建設ルート等の検討を含む、自然植生への影響の回避、低減に係る検討を行います。まずは、事業による改変を極力回避することを検討し、それが困難な場合には可能な限り改変が小さくなるように検討する方針です。 また、保安林についても、今後、所有者、管理者と協議を行いながら、事業計画検討を進めてまいります。

7. 景観

No.	意見の概要	当社の見解
26	風車設置による景観への影響について、北海道北部の景観がきわめて人工物の少ない自然度が高いものであることを十分に認識し、単に数値化した評価にならぬよう調査を行うこと。	北海道北部の景観は自然度が高いものであることは認識しており、施設の存在による景観の変化を適切に予測・評価することが重要と考えています。施設の存在及び供用による景観への影響は、フォトモンタージュ法等の視覚的な表現方法により予測を行い、指標となる数値のみでなく、景観に対する価値認識も踏まえた評価に努めます。

8. 累積的影響

No.	意見の概要	当社の見解
27	本計画地は既に他事業者が計画を進めている計画地に近接していることから、鳥類および景観に対して、他の事業者による事業計画内容との複合的な影響について十分な調査を行うこと。	対象事業実施区域に隣接する地域で計画されている風力発電機との累積的な影響についても、各事業地における風力発電機の配置等を踏まえて個別に必要性を検討した上で、鳥類及び眺望景観に対する影響を予測いたします。 その中で、他事業者の事業についても明らかになっている情報を踏まえて、必要性を検討した上で、累積的影響について検討致します。

日刊新聞紙における公告

北海道新聞（平成 27 年 6 月 30 日 朝刊 33 面）

公 告

環境影響評価法に基づき、仮称「樺岡風力発電事業」の環境影響評価方法書（以下、方法書）の縦覧及び説明会を左記のとおり公表します。

◆対象事業の概要

- 事業者の名称：株式会社道北エナジー
- 代表者の氏名：坂本元靖（代表取締役）
- 事務所の所在地：北海道稚内市大字声間村字下声間 1505 番地 19
- 対象事業の実施区域：稚内市
- 対象事業の種類：風力発電所設置事業
- 対象事業の規模：風力発電所出力：最大 150,000 kW
- 対象事業の環境影響を受ける範囲と認められる地域：稚内市

◆方法書の縦覧

縦覧の場所：稚内市役所エネルギー協働課（稚内市中央 3-13-15）

縦覧期間：平成 27 年 6 月 30 日（火）から平成 27 年 7 月 29 日（水）まで

縦覧時間：開庁日の午前 9 時から午後 5 時迄（開庁時間に準ずる）

電子縦覧：<http://eeh-development.com/kabaoka/>

◆方法書説明会の開催

第 1 回：平成 27 年 7 月 16 日（木）午後 1 時～午後 2 時
のり公園研修室（稚内市大字声間村字沼川）

第 2 回：平成 27 年 7 月 16 日（木）午後 7 時～午後 8 時
合文化センター（稚内市中央 3-13-23）

◆意見書の提出

方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。

提出方法：氏名及び住所、対象とする方法書の名称、環境の保全の見地からのご意見を記載し、下記まで郵送（消印有効）又は縦覧場所に設置された意見箱への投函により提出／提出期間：平成 27 年 6 月 30 日（火）から平成 27 年 8 月 12 日（水）まで

◆意見書の提出先及びお問い合わせ先

〒098-6642 北海道稚内市大字声間村字下声間 1505 番地 19 株式会社道北エナジー
TEL: 0162-2612641 担当：川井・中澤

日刊宗谷（平成 27 年 6 月 30 日 朝刊 2 面）

環境影響方法書の縦覧・説明会について（公告）

環境影響評価法に基づき、仮称「樺岡風力発電事業」の環境影響評価方法書（以下、方法書）の縦覧及び説明会を以下のとおり公表します。

◆対象事業の概要

- 事業者の名称：株式会社道北エナジー
- 代表者の氏名：坂本元靖（代表取締役）
- 事務所の所在地：北海道稚内市大字声間村字下声間 1505 番地 19
- 対象事業の実施区域：稚内市
- 対象事業の種類：風力発電所設置事業
- 対象事業の規模：風力発電所出力：最大 150,000 kW
- 対象事業の環境影響を受ける範囲と認められる地域：稚内市

◆方法書の縦覧

縦覧の場所：稚内市役所エネルギー協働課（稚内市中央 3-13-15）

縦覧期間：平成 27 年 6 月 30 日（火）から平成 27 年 7 月 29 日（水）まで

縦覧時間：開庁日の午前 9 時から午後 5 時迄（開庁時間に準ずる）

電子縦覧：<http://eeh-development.com/kabaoka/>

◆方法書説明会の開催

第 1 回：平成 27 年 7 月 16 日（木）13 時～14 時 沼川みのり公園研修室（稚内市大字声間村字沼川）

第 2 回：平成 27 年 7 月 16 日（木）19 時～20 時 稚内総合文化センター（稚内市中央 3-13-23）

◆意見書の提出

方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。

提出方法：氏名及び住所、対象とする方法書の名称、環境の保全の見地からのご意見を記載し、下記まで郵送（消印有効）又は縦覧場所に設置された意見箱への投函により提出／提出期間：平成 27 年 6 月 30 日（火）から平成 27 年 8 月 12 日（水）まで

◆意見書の提出先及びお問い合わせ先

〒098-6642 北海道稚内市大字声間村字下声間 1505 番地 19 株式会社道北エナジー
TEL: 0162-2612641 担当：川井・中澤

インターネットによる「お知らせ」
(稚内市のホームページ)


稚内市
Wakkanai City

文字の大きさ [拡大](#) [縮小](#) [元に戻す](#)
 配色 [青](#) [黄](#) [黒](#) [標準](#)
 音声読み上げ [language](#)
[携帯サイト](#)

[サイト内検索](#)

[Q 検索](#)
[サイトマップ](#)
[組織案内](#)
[サイトの使い方](#)
[お問い合わせ](#)

[くらし・手続き情報](#)
[福祉・健康・子育て](#)
[教育・文化・スポーツ](#)
[経済・産業・建設](#)
[市政情報](#)

現在のページ [稚内市役所](#) [環境都市むっかない](#) [次世代エネルギー](#) [\(仮称\)樺岡風力発電事業の環境影響評価方法書について](#)
[印刷する](#)

① 次世代エネルギー

- [稚内メガソーラー発電所](#)
- [\(仮称\)樺岡風力発電事業の環境影響評価方法書について](#)
- [積雪寒冷地におけるスマートシティ構築のための耐凍性実証試験について](#)
- [風車と地域住民の共存へ「ガイドライン」の策定](#)
- [稚内市における風力発電施設の現状](#)
- [稚内市次世代エネルギーパーク](#)
- [北海道のエネルギー「一村一企業おとし」事業における評価報告書の公表について](#)
- [北海道のエネルギー「一村一企業おとし」事業における計画策定について](#)

(仮称)樺岡風力発電事業の環境影響評価方法書について

(仮称)樺岡風力発電事業の環境影響評価方法書について
環境影響評価法に基づき「(仮称)樺岡風力発電事業の環境影響評価方法書」の
縦覧及び説明会について以下のとおりお知らせします。

◆事業者の名称	: 株式会社道北エナジー
代表者	: 代表取締役 坂本元靖
所在地	: 北海道稚内市大字声間村字下声間1505番地19

◆方法書の縦覧

・縦覧場所	: 稚内市政調整部エネルギー協議課、稚内市栄谷支所、稚内市沼川支所
・縦覧期間	: 平成27年6月30日(火) から平成27年7月29日(水) まで
・縦覧時間	: 開庁日の午前9時から午後5時まで(開庁時間に準ずる)
・電子縦覧	: 「(仮称)樺岡風力発電事業 環境影響評価方法書」 http://eeh-development.com/kabaoka/

◆方法書説明会の開催

第1回: 平成27年7月16日(木) 13時00分～14時00分 沼川みのり公園
第2回: 平成27年7月16日(木) 19時00分～20時00分 稚内市総合文化センター

◆対象事業の概要

・対象事業実施区域	: 北海道稚内市
・対象事業の種類	: 風力発電所設置事業
・対象事業の規模	: 風力発電所出力 最大150,000kW 風力発電機の基数 最大50基

・環境影響を受ける範囲と認められる地域 : 稚内市

◆意見書の提出

方法書について環境の保全の観点からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。

提出方法 : 氏名及び住所、対象とする方法書の名称、環境の保全の観点からのご意見を記載し、下記まで郵送(消印有効)又は縦覧場所に設置された意見箱への投函により提出

提出期間 : 平成27年6月30日(火)～8月12日(水) まで

◆意見書の提出先及びお問い合わせ先

〒098-6642 北海道稚内市大字声間村字下声間1505番地19 株式会社道北エナジー
TEL 0162-26-2641 担当: 川井、中澤

[ページの先頭へ戻る](#)

[個人情報取り扱いについて](#)
[免責事項・著作権・リンク](#)
[アクセシビリティの方針について](#)



稚内市役所

〒097-8686 北海道稚内市中央3丁目13番15号 電話 0162-23-6161
窓口業務時間(一部施設を除く) 8時45分～17時30分

各課直通電話番号

庁舎案内

Copyright © Wakkanai City All Rights Reserved.

インターネットによる「お知らせ」
((株) 道北エナジー 環境影響評価ウェブサイト)
(1)

【トップページ】

環境影響評価図書ウェブサイト



お知らせ

平成27年6月30日（火） (仮称) 樺岡風力発電事業 ホームページを開設致しました

平成27年6月30日（火） (仮称) 樺岡風力発電事業に係る環境影響評価方法書の電子縦覧について

平成27年6月30日（火） (仮称) 樺岡風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧場所・意見書の提出・説明会について

計画概要

対象事業の名称	(仮称) 樺岡風力発電事業
対象事業の種類	風力発電所設置事業
対象事業の規模	発電所出力 最大150,000kW
対象事業実施区域	北海道稚内市

お問い合わせ

株式会社道北エナジー

住 所：〒098-6642 北海道稚内市大字声岡村字下声岡1505番地19

担 当：川井、中澤

電話番号：0162-26-2641

インターネットによる「お知らせ」
((株)道北エナジー 環境影響評価ウェブサイト)
(2)

【環境影響評価方法書の縦覧】

〈仮称〉樺岡風力発電事業に係る環境影響評価方法書の電子縦覧について

平成 27 年 6 月 30 日
株式会社道北エナジー

〃 〃 〃

当社は、平成 27 年 6 月 30 日付で、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、経済産業大臣に「〈仮称〉樺岡風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下、「方法書」)及びこれを要約した書類(以下、「要約書」)を届け出ました。方法書及び要約書を、環境影響評価法第 7 条の規定に基づき公表します。

方法書

表紙・目次

 [方法書 1/11 \[257 KB\]](#)

第 1 章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地

 [方法書 2/11 \[27 KB\]](#)

第 2 章 対象事業の目的及び内容

 [方法書 3/11 \[7.53 MB\]](#)

第 3 章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

3.1 自然的状況

 [方法書 4/11 \[20.91 MB\]](#)

3.2 社会的状況

 [方法書 5/11 \[20.44 MB\]](#)

第 4 章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果

 [方法書 6/11 \[17.96 MB\]](#)

第 5 章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

 [方法書 7/11 \[954 KB\]](#)

第 6 章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

 [方法書 8/11 \[15.56 MB\]](#)

第 7 章 その他環境省令で定める事項

 [方法書 9/11 \[31.79 MB\]](#)

第 8 章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地

 [方法書 10/11 \[74 KB\]](#)

資料編

 [方法書 11/11 \[2.00 MB\]](#)

要約書

 [要約書 PDF \[14.65 MB\]](#)

方法書及び要約書は、平成 27 年 6 月 30 日(火)～平成 27 年 7 月 29 日(水)の間中は閲覧が可能です。ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 20 万分 1 地勢図、数値地図 50000(地図画像)及び数値地図 25000(地図画像)を複製したものです。(承認番号 平 27 情複、第 206 号)

本書に掲載した地図を複製する場合には、国土地理院長の承認を得る必要があります。

本書に掲載した地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用しています。(承認番号 平 27 情使、第 162 号)

インターネットによる「お知らせ」
((株) 道北エナジー 環境影響評価ウェブサイト)
(3)

【環境影響評価方法書の縦覧について】

(仮称) 樺太風力発電事業に係る環境影響評価方法書の
縦覧場所・意見書の提出・説明会について

平成27年6月30日
株式会社道北エナジー

当社は、平成27年6月30日付で、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、経済産業大臣に「(仮称) 樺太風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下、「方法書」) 及びこれを要約した書類(以下、「要約書」) を届け出るとともに、北海道知事及び稚内市長に送付しました。届出・送付した方法書及び要約書につきましては、下記の通り、環境影響評価法に基づいた縦覧の実施に加え、稚内市内において説明会を開催致します。

方法書の縦覧について

縦覧場所： 稚内市役所 政策調整部 エネルギー協働課
稚内市役所 宗谷支所
稚内市役所 沼川支所
北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課

縦覧期間： 平成27年6月30日(火) から平成27年7月29日(水) まで

縦覧時間： 土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで(開庁時間に準じます。)

電子縦覧： 下記にて電子縦覧を実施いたします。
<http://eoh-deva10.com/110017/absp/12/>

意見書の提出について

提出方法： 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に必ず住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に設置の意見書箱へ投函又は下記の問い合わせ先住所へ郵送ください。なお、意見については日本語によりご記載願います。

提出期限： 平成27年6月30日(火) から平成27年6月12日(水) まで
郵送の場合は、当日の消印有効です。

意見書様式： ④ (仮称) 樺太風力発電事業 環境影響評価方法書に対する
意見書の提出について

住民説明会の開催について

第1回： 平成27年7月16日(木) 13:00~14:00
沼川みのり公園研修室

第2回： 平成27年7月16日(木) 19:00~20:00
稚内総合文化センター

お問い合わせ先

株式会社 道北エナジー
担当：川井、中澤
〒098-6642 北海道稚内市大字声間村字下声間1505番地19
電話番号：0162-26-2641

